

**自主防災組織 発足に伴い
自治会運営規則
の改正(案)**

臨時総会説明

2015/11/29

黒石団地区自治会

自治会防災組織の構成

1. 自主防災組織を防護委員会が主管します。

(副区長 + 組長 + 班長)

2. 防災訓練では、行事部と婦人部に支援を要請します。

行事部：救助訓練 婦人部：給食訓練

3. ボランティア協議会加入団体には、必要時支援を要請します。

防護委員会の具体的な活動 (自主防災組織関連)

1. **組-班別の防災計画**を策定し実行します。

(空き屋・道路環境 = ハザードマップ・要救助 = 援護 = 者把握等)

2. **総合防災訓練**は過去4年間と同じです。安否訓練、避難誘導の実践、放水訓練・講話等に参画します。

3. **年末夜警**が自主防災組織の活動となり、運営への協力、夜警参加等の新たな役割が始まります。

4. **消防設備点検**が、従来の防災訓練当日のみから年間を通じた保守活動となります。

1.組-班別の防災計画を策定し実行します。

(空き屋・道路環境=ハザードマップ・要救助=援護=者把握等)



**市広域避難所
黒石市民センター**

- 管理されていない空き家はないか (可燃物)
- 避難所までの順路に障害物がないか
- 交通を塞ぐ倒壊の恐れはないか (電柱・塀)
- 要援護者の把握

**黒石団地区
自主避難所
黒石団地区公民館**

2.総合防災訓練は過去4年間と同じです。安否訓練、避難誘導の実践、放水訓練・講話等に参画します。

2016年3月6日



■安否確認・避難誘導



■初期消火訓練



■防災講座（AED救命法）

3. 年末夜警が自主防災組織の活動となり、運営への協力、夜警参加等の新たな役割が始まります。



2015年12月28日・29日・30日

主催：防護委員会（副区長+組長+班長）

共催：防犯パトロール隊+行事部

後援：公設消防団

協力：婦人部・子ども会、他

案

■ 3グループに編成し、各グループで、三日間の内一日を担当する。

■ 団地内巡回（夜警）は2回行なう。

① 20:30～21:00(子ども・女性)

② 21:30～22:00

■ 防災意識啓蒙活動

◎ 防災映画・講話

◎ 防災懇談・夜食

4. 消防設備点検が、従来の防災訓練当日のみから年間を通じた保守活動となります。



- 器具はそろっているか？
- 使える状態にあるか？

- 消火栓の蓋は開けられるか？
(車両走行による固着が懸案)

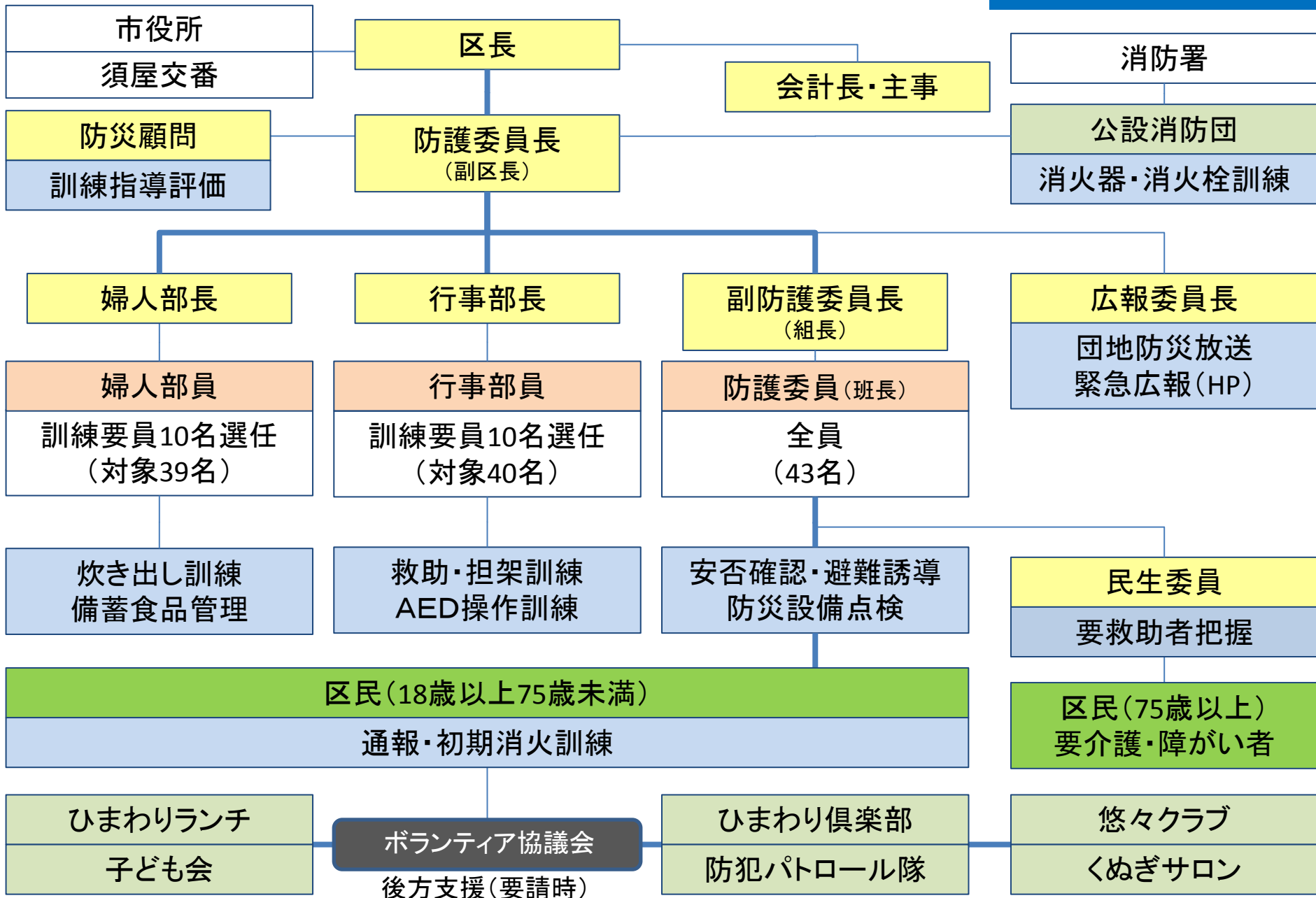
自主防災組織役責表(役割の明確化)

役名	役割	防災訓練(※)機能	日常管理
区長(1)	総責任者	本部長・訓練統括	計画実行指示
防護委員長(1) =副区長	計画立案・審議 (年間・個別)	本部(総合指令)	計画実行推進
副防護委員長(7) =組長	計画立案・審議 (年間・個別・組別)	本部(組別指揮)	組別防災機材保守点検 避難路安全確認
防護委員(43) =班長	班員把握	(総)安否確認・避難誘導 (夜・個)班内募集・参画	班別防災機材保守点検 空き家・要援護者把握
行事部	救助班	(総)救助班設置	
婦人部	給食班	(総)給食班設置	
広報委員長(1)	広報	(総)防災放送・緊急広報	
民生委員(5)	要救助者把握	(総)要救助者救出訓練	
防災顧問(10以内)	アドバイザー	訓練指導	
公設消防団班(1団体)	実技訓練指導	初期消火	消防設備点検
ボランティア協議会(6団体)	必要時要請	(総)原則班員として行動	
公民館主事・会計長		(総)本部(集計・事務)	

※:(総)総合防災訓練 (夜)年末夜警 (個)消火栓、AED等個別訓練

自主防災組織図

黒石団地区自治会



運営規則の改正 1/2

【現】

第1条（防護委員会）

- 黒石団地区自治会規約（以後「規約という」）第1条（2）地域の生活環境の改善及び向上に関する目的を達成するため、防護委員会を設ける。
2. 防護委員会は委員長、副委員長、委員で構成する。
 3. 委員長は副区長、副委員長は各組長、委員は各班長が兼務する。

【改】

第1条（防護委員会・自主防災組織）

- 黒石団地区自治会規約（以後「規約という」）第1条第2項（2）地域の生活環境の改善及び向上、（3）地域の防火、防災に関する目的を達成するため、防護委員会を設ける。
2. 防護委員会は委員長、副委員長、委員で構成する。
 3. 委員長は副区長、副委員長は各組長、委員は各班長が兼務する。
 4. 当自治会は自主防災組織と一体とし、防護委員会は、黒石団地区の自主防災活動を主管する場合、区長を本部長とし、第2条から第6条に規定する公民館主事、広報委員会、部（行事部・婦人部）、ボランティア協議会（必要時）、消防団と協同して、役責・役割を分担し、計画的に実施する。

運営規則の改正 2/2

【現】

第5条（ボランティア協議会）

規約第1条第2項（4）（5）の目的に関して、自治会の組織外の団体として、子ども会、悠々クラブ、防犯パトロール隊、夏祭り実行委員会、文化祭実行委員会、ひまわりランチ、くぬぎサロン及びひまわり倶楽部が独立して活動し、ボランティア協議会を構成する。自治会は規約の本旨、目的を逸脱しない範囲に於いて、別表2に定める助成金を支出する。

【改】

第5条（ボランティア協議会・自主防災顧問）

規約第1条第2項（2）（3）（4）（5）の目的に関して、（以下同）

2 規則第1条に規定する自主防災組織の運用にあたり、防災、消防に関する専門知識及び経験を有する個人に自主防災顧問を要請することができ、防災関係の行事では指揮、指導、助言を求めるものとする。

第7条（報酬等）

【条文の変更なし】

別表4 規則第7条関係 報酬等 （防護委員関連）

職名	現	改	備考
班長	5,000円	<u>6,000円</u>	+1,000円